

燃 料 買 入 仕 様 書

1 目 的 本仕様は、海上保安庁が購入する船舶用燃料について適用する。

2 件 名 潤滑油ほか1点買入れ(総価契約)

3 品名・規格及び数量

品 名	規 格	単 位	数 量	備 考
潤滑油ほか1点	別紙内訳のとおり			巡視船ごと

※燃料規格は、JISに規定する品質による。

4 履行期限 令和7年12月26日

5 納入場所 長崎市小江町 2728-7

小江港停泊中の巡視船ごと

6 用語説明 「検査職員」とは、支出負担行為担当官第七管区海上保安本部長が検査をすることを命じた職員であり、納入場所において数量検査を行う海上保安庁の職員をいう。

7 契約方法 (1) 本件は、総価契約とする。

8 納入方法 (1) ドラム缶と指定しているものは、指定された船舶船内タンクに納入すること。

(2) 受注者は、契約期間の初日までに連絡体制表を提出すること。

(3) 燃料油の数量、納入日時、場所及び船舶を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。

なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、巡視船(PS型を除く)については夜間(17:00~08:30の間)、巡視艇及びPS型巡視船については深夜(22:00~05:00の間)の納入は指定しない。

(4) 発注は平日の日中(08:30~17:00)に行うものとする。

(5) 納入に際しては、受注業者が必ず立ち会うこと。

(6) 1回の納入数量が、4,000リットルを超える場合は、検査職員が15℃における容積換算を行い、検査後の算定数量を納入すること。

(7) 納入に要する必要経費及び納入完了までに発生した全ての事故の補償等の経費は、全て受注者負担とする。

(8) 納入にあたっては、関係法令を遵守し、漏油防止対策を十分に行うこと。

9 検 査 納入時、検査職員による納品検査を受けること。

10 支払方法 (1) 納入検査合格後、一括払いとする。

11 その他 (1) 必要に応じて、納入された油類を採取し、試験機関に分析試験を依頼することがあるが、その際の採取に要する経費一切は受注者負担とする。

(2) 法令に定められた書類及び試料の提出を求められた場合は、これに応じること。

(3) この仕様書に疑義が生じた場合は、第七管区海上保安本部経理補給部補給課に連絡し、その指示に従うこと。

書 記 內

[illegible]